

まだ間に合います！特定健康診査・後期高齢者健康診査

市では、国民健康保険加入者(40歳以上)、後期高齢者医療加入者を対象に、1年に1回無料で受けられる健康診査を実施しています。

指定医療機関での個別健診は3月31日まで実施していますので「集団健診を受けそびれた」などまだ受診していない方は、ぜひ個別健診をご利用ください。(医療機関によっては3月31日前に受診を締め切る場合がありますので早めの申し込みをお勧めします)

個別健診の受診方法

①国保年金課に申し込むと、後日受診券が自宅に送付されます。②受診券が届いたら、医療機関にて予約をしてください。(同封の案内で医療機関の連絡先を確認の上、直接医療機関に予約してください)

【問い合わせ先】国保年金課 電話42-2111(内線282、283)

検診料は無料

歯周病検診受けましたか？

歯周病は日本人が歯を失う原因の第1位となっているだけでなく全身の健康状態とも関連が深い疾患です。対象者には5月に受診券を送付しております。紛失された方はお問い合わせください。

対象者 市内に住所を有する、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方
(令和7年3月31日時点の満年齢)

実施期間 2月28日(金)まで

指定医療機関	電話番号	住所
葛西歯科診療所	42-2125	つがる市木造清水47
菊池歯科医院	42-2077	つがる市木造曙65
清藤歯科医院	42-4182	つがる市木造清水22
ひらた歯科	42-3269	つがる市木造増田22-15
福土歯科医院	42-3316	つがる市木造千代町27-2
ハッピーデンタルクリニック	23-5323	つがる市木造浮巣54-1
しもや歯科医院	26-4024	つがる市森田町森田月見野256-1
柏ミナトヤ歯科医院	25-2481	つがる市柏稲盛幾世41
長内歯科医院	56-3164	つがる市車力町下林7-1

【問い合わせ先】健康推進課(市民健康づくりセンター内) 電話23-4311

果樹先導的取組支援事業のお知らせ

- ▼**申込資格**：次の①～③のいずれかに該当し、果樹共済または収入保険に加入している方 ①認定農業者(人・農地プランに位置付けられた中心経営体) ②果樹経営面積が98㎡以上ある方 ③新規就農者
- ▼**対象園地**：過去5年間以上栽培管理が行われている農振農用地区域内および地域計画の目標地図において位置付けられた農地
- ▼**補助率**：事業費の2分の1
- ▼**事業対象**：小規模園地整備等(園内道新設、園地の傾斜緩和、園地の土壌土層改良、排水路の新設)、用水・かん水施設の整備・新設、防風網・防霜ファン設置
- ▼**受付日時・場所**：1月29日(水)、30日(木)13時～16時・市役所2階 相談室
- ▼**持参する物**：事業実施する園地の地番または地図および実施計画が分かるもの、樹園地の貸借を結んでいる方は貸借を証明する資料、通帳、通帳印、認め印、果樹共済または収入保険の加入証明書

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111(内線422) JAつがるにしきた森田事業所 電話26-3018

市税等の納付は
納期内に
お願いします

1月

国民健康保険税7期、後期高齢者医療保険料7期、介護保険料7期、住宅使用料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料の納期限です。

□座振替日は1月31日(金)です。□座振替で納付している方は、□座残高の確認をお願いします。

【問い合わせ先】収納課 電話42-2111(内線229)

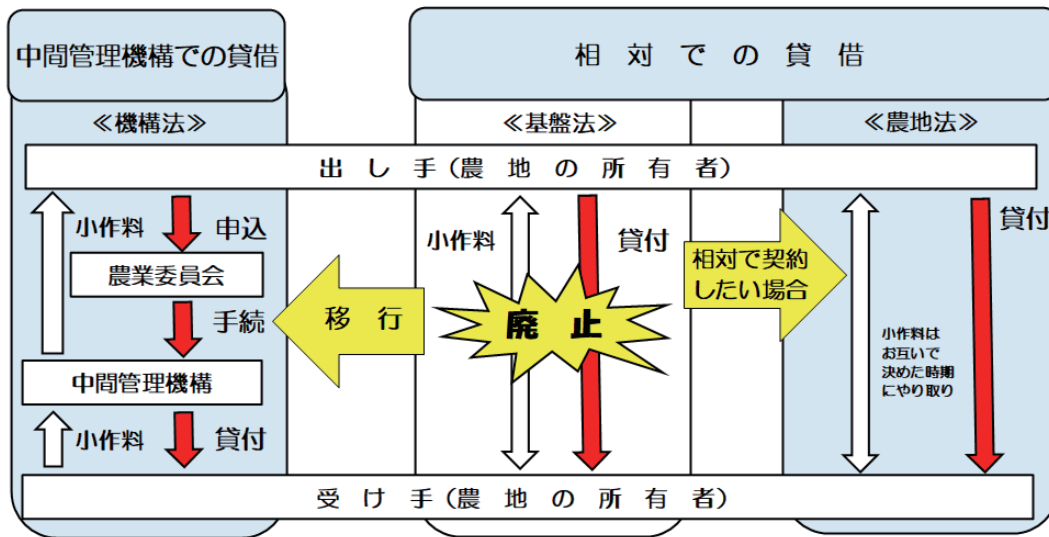
農地の貸し借りの方法が大きく変わります

農地の貸し借りを規定している「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月に改正され、当該法律に基づく農地の貸し借り（利用権の設定）が令和7年4月総会に係る案件のものからできなくなります。

※令和7年3月総会分までは経過措置中により、新規での設定・再設定ともにこれまでと同じ扱いとなり、契約期間満了日までその法が適用となります。

▼締め切り日：2月14日(金) ▼3月総会開催日：3月4日(火)

具体的には、上記の締切日までに申し出していただいた案件については、これまでどおりの利用権の設定が可能ですが、この日以降の申し出については令和7年4月総会分の案件としての取り扱いとなるため、下記の方法での手続きとなります。



申請窓口：農林水産課(3月31日まで)、農業委員会事務局(4月1日以降)

●中間管理機構での貸借<締切日以降の貸借方法>

- 期間満了後、所有者に農地が戻り、再度新規での貸借の設定が農業委員会が必要となります
- 貸付した農地の固定資産税が10年以上～15年未満貸付の場合は3年間、15年以上貸付の場合は5年間、1/2の軽減となります。※この軽減はあくまでも初回の新規で貸借する方のみであり、これまでに基盤法などで貸借されている方や、以前に他の農地を貸借されたことのある方は該当となりません。
- 小作料はこれまでの1俵あたりの相当額や、市・地区の平均額などではなく、10㎡あたり〇万円や総額△万円と、双方の話し合いで定めた金額(固定の額)となります。また、その金額の0.5%に消費税を加えた手数料が双方にかかります。耕作者はその手数料を加えた金額を11月30日に中間管理機構へ口座振込、所有者は手数料を差し引かれた金額が、12月20日に中間管理機構から口座振込となります。

●農地法での貸借(申請窓口：農業委員会)

- お互いから解約の申出がない限り、貸借期間後(満了後)も自動更新となります。そのため、解約に応じてもられない場合、所有者に農地が戻らないおそれがあります。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 電話42-2111(内線573) 農林水産課(内線413)

市役所のエレベーターが工事のため停止します

市役所本庁舎のエレベーターが、1月27日(月)から2月26日(水)までの期間、改修工事のため使用不可となります。ご来庁の皆さまには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

管財課 電話42-2111(内線334)

高齢者タクシー利用助成券の使用期限にご注意ください

「令和6年度高齢者タクシー利用助成券」の使用期限は令和7年3月31日までとなります。使い忘れにご注意ください。

【問い合わせ先】

地域創生課 電話42-2111(内線354)